

議 第 4 号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別記意見書を
関係行政庁に提出するものとする。

令和 7 年 3 月 1 7 日 提 出

提案者 総務文教委員長 高 野 良 之

令和 7 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段である。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態がある。

袴田事件や福井女子中学生殺人事件でも、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となっており、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関等の手元にある証拠の開示が重要となる。しかしながら、そのことを定めた明文規定が存在せず、再審手続において証拠開示がなされる制度的な保証はない。

また、再審開始決定が出されても、検察が不服申し立てをすることによって速やかに公判へ移行できない事例も相次いでおり、再審手続がさらに長期化し、えん罪被害者の救済が遅れる要因となっている。

現行の刑事訴訟法には、再審について具体的な審理の進め方、証拠の請求と開示など、基本的なルールが定められていない。そのため、裁判官によって審理の進め方や証拠の開示に大きな差異、いわゆる再審格差が生じ、審理が長期化している。再審請求の審理の進め方について、きちんとルールを定め、再審格差をなくす必要がある。

よって、中野市議会は、国に対し、えん罪被害者を速やかに救済するために、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要請するものである。

記

- 1 刑事訴訟法における再審手続について、証拠開示や証拠の適切な保存に関する規定を設けること。
- 2 再審手続における、検察官による不服申し立ての在り方について検討すること。
- 3 再審における手続規定を整備すること。